

平成19年度 入札・契約の適正化に係る追加評価

独立行政法人国立美術館

評価項目	評価結果	備考（実績等）
I 契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価		
1 契約方式、契約事務手続、公表事項等契約に係る規程類の適正性についての評価	【項目別評価p33「業務の効率化の状況」欄】 平成19年度からは随意契約基準を国の基準と同額に引き下げるなど般競争入札を推進しているものと認められる・・・	【項目別評価p35（5）競争入札の推進】 ①一般競争入札の実績 別紙1「契約件数及び契約金額の状況（平成19年度）」、別紙2「随意契約見直し契約に関する進捗状況」ならびに別紙3「公共調達適正化（財計第2017号）」等に即した実施状況を参照。 平成19年度からは随意契約基準を国の基準と同額に引き下げることにより、一般競争入札の推進を図った。 国立西洋美術館は、近隣の東京国立博物館・東京藝術大学との連携によるコピー用紙、トイレトペーパーおよび廃棄物処理業務委託の共同契約を実施した。
2 契約の適正実施確保のための取組（※1）についての評価	【項目別評価p43「内部統制」欄】 監事監査、内部監査とともに、規程を定め確実に実施されている。	
3 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況についての評価	【項目別評価p33「業務の効率化の状況」欄】 一般競争入札を推進しているものと認められるが、美術品購入のような入札の効果が反映できない内容である場合、随意契約はやむを得ないと考える。	【項目別評価p35（5）競争入札の推進】 ①一般競争入札の実績 別紙1「契約件数及び契約金額の状況（平成19年度）」、別紙2「随意契約見直し契約に関する進捗状況」ならびに別紙3「公共調達適正化（財計第2017号）」等に即した実施状況を参照。
II 個々の契約に係る評価		
監事による個々の契約のチェックプロセスや第三者によるチェックプロセスを把握した上で行う、契約における競争性・透明性の確保の観点からの、特定の契約（※2）に対する監事等によるチェックプロセスについての評価	監査実施の基準やチェックリストを書面化し、監査手順を明確にしたうえで監査を実施するとともに、監査事項としては法人特有の業務の契約を抽出している。このことは、法人の業務形態を十分に把握したうえで監査項目を定めている点や、監査手法の一定化を図っている点で評価できる。今後は、監事監査等での意見及び指摘事項のフォローアップ監査を実施するなど、法人の改善機能に働きかける監査を実施していくとともに、監査に充てる人員等が厳しい組織の実情を踏まえ、永続的かつ効率的に実施できる監査手法及び監査体制を随時見直しながら、効果的な監査を実施していくことが望まれる。	

※ 斜体部分はすでに提出している評価書に記載している事項

※1 契約事務の適正実施確保のためにとられている措置や体制（内部審査体制、外部審査体制、監事監査等）についての評価を記載（措置や体制がとられていない場合はその必要性について評価）

※2 関連公益法人との随意契約及び落札率が95%以上の契約（予定価格を公表していない場合は応札者が1者のみの契約）（500万円以上）を対象とする。500万円以上を対象としたときに該当する契約件数が多い場合は、契約金額上位30件程度が入る金額で下限を定める。